

平成27年6月1日制定

一般財団法人ベターリビング
耐震改修工事検査業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が、第三者の立場で既存建築物等の耐震改修工事に関する工事検査を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査 既存建築物の耐震改修工事が設計図面通り施工されていることを書類検査及び現場検査により確認すること
- (2) 現場検査 実際に耐震改修工事の現場へ赴いて検査を行うこと
- (3) 中間検査 耐震改修工事の途中で施工状況を工事検査により確認すること
- (4) 完了検査 耐震改修工事が完了した時点で施工状況を工事検査により確認すること
- (5) 検査者 工事検査を実施する財団職員
- (6) 評定等 第三者機関による既存建築物の耐震改修設計が耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合している旨の評定や評価あるいは判定のこと

(耐震改修工事検査の対象)

第3条 耐震改修工事検査の対象は、評定等を受けた建築物

- 2 耐震改修工事検査業務を行う区域は、日本国内の全域とする。

(適正な業務の実施)

第4条 耐震改修工事検査業務の統括管理に当たらせるため、財団に担当役員を置くものとする。

- 2 財団は、耐震改修工事検査業務を、法令を遵守し、かつ、第三者的立場に立って公正に実施するものとする。
- 3 耐震改修工事検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。
- 4 財団の会長、理事長（以下「理事長」という。）若しくは担当役員が従事し、又は取締役、理事若しくは評議員に就任している企業及び団体が依頼するものは耐震改修工事検査業務を行わないものとする。
- 5 耐震改修工事検査業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等の依頼に係る耐震改修工事検査業務を行わないものとする。

(個人情報及び秘密情報の管理)

- 第5条 財団の役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他個人情報保護に関する諸規範に従い、耐震改修工事業務に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失及びき損し、又は耐震改修工事検査業務以外の目的（個人情報保護法第18条第1項及び第2項に基づき、個人情報の取得に際しての通知等を行った利用目的を除く。以下同じ。）での複製、利用等をしてはならない。
- 2 財団の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、耐震改修工事検査業務に関して知り得た秘密情報について漏えい、滅失及びき損し、又は耐震改修工事検査業務以外の目的での複製、利用等をしてはならない。

第2章 耐震改修工事検査業務の実施

(耐震改修工事検査の依頼)

- 第6条 依頼者は、耐震改修工事検査の依頼に際し、次の各号に掲げる図書（以下「検査用提出図書」という。）を財団に提出しなければならない。
- (1) 別記第1号様式による耐震改修工事検査依頼書
 - (2) 評定等の結果が記されたもの
 - (3) 耐震改修設計図書等（設計図面、計算書、その他）
 - (4) 別記第4号様式による耐震改修工事報告書
- 2 前項第4号の耐震改修工事報告書には、検査項目、検査時期、検査回数などの予定について記入する。また、依頼者は、耐震改修工事が始まる前に財団担当職員とこれらの内容について協議する。
- 3 依頼者は、第1項の規定にかかわらず、財団が別に定める方法に従い、第1項の依頼を電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）により行うことができる。

(耐震改修工事検査依頼の受理等)

- 第7条 財団は、前条の耐震改修工事検査の依頼があったときは、次の事項について確認してこれを引受ける。
- (1) 依頼のあった耐震改修工事検査の対象が第3条の規定に該当すること。
 - (2) 検査用提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 依頼内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 財団は、前項の規定において、検査用提出図書に不備を認めるときは依頼者に対して補正を求め、補正の余地がないときは引受けできない理由を説明し、検査用提出図書を依頼者に返還する。
- 3 第1項により依頼を引受けた場合には、財団は、依頼者に引受承諾書（別記第2号様式）を交付する。この場合、依頼者と財団は別に定める耐震改修工事検査業務約款及びこの耐震改修工事検査業務規程に基づき契約を締結したものとす。なお、耐震改修工事検査依頼書に財団が承諾印を押印したものの写しをもって、引受承諾書に代えることができるものとする。

- 4 依頼者が、正当な理由なく、引受承諾書に掲げる額の手数料を耐震改修工事検査業務約款に規定する納入期日までに納入しない場合には、財団は前項の契約を解除し第1項の引受けを取り消すことができる。

(耐震改修工事検査に関する審議の実施)

第8条 財団が、耐震改修工事検査の依頼を引受けたときは、財団職員で構成される審議会において、検査者からの工事検査の結果報告を基に、当該既存建築物の耐震改修工事が設計図書通り施工されたものであるかについて審議を行う。

- 2 審議会は、審議会委員の中から工事検査を担当する検査者を任命する。

(審議会の構成)

第9条 審議会は、審議会委員をもって構成し、つくば建築試験研究センター内に設置する。

- 2 審議会に座長を置き、必要に応じて、副座長を置くことができる。
- 3 座長及び副座長は、理事長が選任する。
- 4 審議会委員の定数は、3名以上とする。

(審議会委員の選任)

第10条 理事長は、財団職員の中から建築構造に関する専門技術を有する者及び建築基準法や耐震改修促進法に精通する者を審議会委員として選任する。

(耐震改修工事検査の実施)

第11条 検査者は、当該既存建築物の耐震改修工事について設計図面通りに施工されていることを工事検査により確認する。

- 2 検査者は、検査用提出図書の内容に不備がないことを書類検査により確認する。
- 3 検査者は、耐震改修工事が適切に実施されていることを現場検査及び耐震改修工事報告書により確認する。
- 4 検査者は、工事検査上必要があるときは、検査用提出図書に関し依頼者に説明を求めることができる(別記第3号様式)。
- 5 現場検査は、中間検査及び完了検査の合計2回を原則とし、必要に応じて中間検査の回数を増やすことができる。

(耐震改修工事検査済書の交付)

第12条 理事長は、審議会において当該既存建築物の耐震改修工事が設計図書通り施工されたものであると認められたときは、交付決定通知書(別記第6号様式)および耐震改修工事検査済書(別記第7号様式)を依頼者に交付する。また、審議会において当該既存建築物の耐震改修工事が設計図書通り施工されたものであると認められない場合には、その理由を付した交付できない旨の通知書(別記第5号様式)を依頼者に交付する。

(耐震改修工事検査の依頼の取下げ)

第13条 依頼者は、依頼者の都合により耐震改修工事検査済書又は通知書の交付前に耐震改修工事検査の依頼を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届(別記第8号様式)を財団に提

出する。この場合にあつては、財団は耐震改修工事検査業務を中止し、提出された検査用提出図書を依頼者に返却する。

第3章 雑 則

(耐震改修工事検査手数料の納入)

第14条 財団は、耐震改修工事検査の依頼を引受け、耐震改修工事検査業務について、依頼者との間で契約を締結したときは、引受承諾書に掲げる額の手数料の請求書を依頼者に対して発行する。

2 前項の手数料は、別に定める手数料規定に基づき算定し、引受承諾書に掲げる額とする。

3 依頼者は、耐震改修工事検査に係る手数料を耐震改修工事検査業務約款に規定する納入期日までに銀行振込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合には別の方法によることができる。

4 前項の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。

(耐震改修工事検査手数料の返還)

第15条 納入された耐震改修工事検査に係る手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由又は依頼者の責に帰すことのできない事由により耐震改修工事検査業務が中断又は縮小した場合には、手数料の全部又は一部を返還するものとする。

(帳簿の保存方法並びに保存期間)

第16条 財団は、次の①から⑦に掲げる事項を記載した耐震改修工事検査管理帳簿を事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、耐震改修工事検査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

①依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

②耐震改修工事検査の対象建築物の名称

③耐震改修工事検査の依頼を受けた年月日

④工事検査を行った検査者の氏名

⑤耐震改修工事検査業務担当者の氏名

⑥手数料の金額

⑦耐震改修工事検査済書の交付を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

3 帳簿の保存期間は、財団が耐震改修工事検査業務の全部を廃止するまでとする。

(書類の保存方法並びに保存期間)

第17条 審査中の検査用提出図書の保存は、特に必要のある場合を除き事務所内において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、耐震改修工事検査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で行うものとする。

2 検査用提出図書の審査終了後の保存は、財団の事務所等の施設内の施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、耐震改修工事検査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で行うものとする。

- 3 前項に定める書類の保存は、書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。
- 4 検査用提出図書の保存期間は別に定めるものを除き、財団が耐震改修工事検査業務の全部を廃止するまでとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 18 条 財団は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(公表)

第 19 条 耐震改修工事検査済書の交付を受けた建築物は、依頼者の同意を得た上で、公表することができる。

2 公表する事項は、次の事項とする。

- ①建築物名称
- ②建築物の所在地
- ③建築物の用途
- ④建築物の所有者（法人にあつては、名称）
- ⑤交付年月日
- ⑥交付番号
- ⑦その他

(附則)

この業務規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。